○防衛省告示第三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年二月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月十日（予備、同月十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年二月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月十日（予備、同月十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年二月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月十四日及び同月十五日（予備、同月十六日及び同月十七日）の毎日〇六〇〇から一七三〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　上尾市大字堤崎字柳田一五六番六地先から同市大字堤崎字前谷五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月二十五日

○関東地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第八百五十六号小山栃木都市計画下水道事業渡良瀬川下流流域下水道（大岩藤処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十三年三月十九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西脇市高松町字広畑三九九番から同市高松町字中川原五三七番六まで	前	二五・八〇～四一・二〇	〇・七一〇キロメートル
	後	二五・八〇～三七・四〇	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○中国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長門市仙崎字堂相四〇番一から同市仙崎字堂相四〇番一まで	前	一八・〇〇～一九・〇〇	〇・〇一九キロメートル
	後	一八・〇〇～二二・〇〇	
萩市大字椿東字長添四四八三番一から同市大字椿東字長添四四七八番一まで	前	一一・〇〇～一三・〇〇	〇・一一九キロメートル
	後	一六・〇〇～二一・〇〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百九十一号　長門市仙崎字網田三三一番二から同市仙崎字網田三三五番一まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

〃　長門市仙崎字堤床一八八番一から同市仙崎字堤床一七九番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　〃

〃　長門市仙崎字屋敷六六番一一から同市仙崎字堂相四〇番一まで　〃

〃　萩市大字椿東字長添四四八三番一から同市大字椿東字長添四四七八番一まで　〃

供用開始の期日　平成二十二年二月二十五日